

強化指定選手規程

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟 強化委員会

(目的)

第1条 4年に一度のパラリンピック大会で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化指定選手として認定し、指定する国内大会への出場、国際大会派遣、強化合宿等を通じて競技力向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 対象者は次の項目すべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下「当連盟」）登録者。
- (2) 国際パラリンピック委員会（以下「IPC」）登録者。
- (3) 国際クラス分けを受けてスポーツクラスが確定し、クラスステータスがCまたはRの者。ただし、競技開始から申請時点まで国際クラス分けを受検していない者については、国内クラス分けでのクラスを、国際クラス分け受検まで暫定的に適用する。
- (4) メディカルチェックで健康上の問題が無く、陸上競技を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (5) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本を代表する選手としてふさわしく、別に定める強化指定選手等行動規程を遵守し、強化指定選手等誓約書を提出した者。
またアンチ・ドーピング規程、クラシフィケーション規程を遵守し、いかなる時も暴力やハラスマント等スポーツ・インテグリティに反する行為を起こさないもの。
- (6) 世界パラ陸上競技連盟（以下「WPA」）公認大会において、別表の強化指定選手標準記録を突破している者。
- (7) 強化指定選手基準記録を突破していない場合においても、競技の特性を考慮し、強化委員会が強化指定選手として指名した者。

(強化指定選手の決定等)

第3条 強化指定選手の決定等は次による。

(1) 強化指定選手の決定

- ① 前条（6）の基準に達している者から申請後、強化指定選手選考会（以下「選考委員会」という。）で審査・決定する。
- ② 決定は毎年4月1日付で行い3月31日まで有効とする。
前年1月1日～申請締切日の競技会での記録に基づいて、申請締切日までに申請

があつた者を審査し、4月1日付で決定する。但し、当該年（申請する年）の申請締切日から10月31日までに強化指定基準を突破した新たな選手については、追加の審査・決定は妨げない。ただし、申請は11月15日までとする。

その他、直近のパラリンピック競技大会や世界選手権等、一般の陸上競技の競技会等で顕著な成績を有する場合など、強化委員会が強化指定相当に認めた者も対象とする。その場合の指定ランクは強化Bを基本とするが、成績に応じて指定する。

- ③ 別途定める強化指定選手誓約書に署名提出した者。
- ④ 指定された選手は当連盟強化指定選手として登録される。
- ⑤ リレー種目代表選手は強化委員会内において選考し、リレー強化指定選手とする。
- ⑥ 女性アスリートが出産により競技を中断した場合、強化指定を受けた記録を出産した日より1年間に限り延長を認め、強化再指定できるものとする。

（2）強化指定選手の取り消し

- ① 強化指定選手には、メディカルチェックを必要に応じて実施するが、医学的問題により競技力が発揮できない場合は指定を取り消すことができる。
- ② アンチ・ドーピング規則違反が生じた場合は、いかなる理由があろうとも直ちに指定を取り消す。
- ③ 国際クラス分け規程違反、IFクラス分けプロテストを含むスポーツクラスの変更の場合は指定を取り消すことができる。
- ④ 強化指定選手の遵守事項を守らなかつた場合は指定を取り消すことができる。

（指定ランク）

第4条 指定ランクは次による。

1) 強化S指定	別表による強化S標準記録を突破した者
2) 強化A指定	別表による強化A標準記録を突破した者 ただし、パリ2024パラリンピックでメダルを獲得した者については、対象期間内に強化A標準記録を突破していない場合もA指定する。
3) 強化B指定	別表による強化B標準記録を突破した者 ただし、パリ2024パラリンピックで入賞した者については、対象期間内に強化B標準記録を突破していない場合もB指定する。
4) 強化C指定	以下の（1）および（2）に該当する者 (1) 23歳未満、もしくはパラ陸上競技開始後3年以内の者 (2) 別表による強化C標準記録を突破した者 また、強化指定選手基準記録を突破していない場合において、強化委員会が指定した選手はこのカテゴリーとする。
5) リレー指定	強化委員会内においてエバーサルレーマンとして選考された者
6) 育成指定A	以下の（1）（2）に該当する者 (1) 当該年において14歳以上23歳未満である者 (2) 別表による育成A標準記録を突破した者

7) 育成指定 B	以下の（1）（2）に該当する者 （1）当該年において 14 歳以上 18 歳未満である者 （2）別表による育成 B 標準記録を突破した者
-----------	--

注) 指定ランク条件の年齢は当該年度 12 月 31 日時点とする。

(強化指定選手の遵守事項)

第 5 条 強化選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 強化合宿への参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加
- (3) 海外で開催される WPA 公認大会に出場する場合は、必ず事前に大会参加申請書と結果報告書を提出すること。
- (4) 指定された当連盟主催等行事への参加協力
- (5) 練習状況の報告
- (6) 健康など医学的状況変化の報告
- (7) 当連盟、WPA、国際陸上競技連盟（以下「WA」）、日本陸上競技連盟（以下「JAAF」）などの規則。特に WA、JAAF の競技者資格規定などは準用されるので注意が必要である。
- (8) 強化指定選手等行動規程および強化指定選手等誓約書（別途定める）
- (9) 当連盟の規律規程（別途定める）

(費用負担)

第 6 条 費用負担は次による。

- (1) 合宿や国際大会にかかる参加経費については、JSC 競技力向上事業による事業費を使用する。但し、指定ランクにより選手自身の負担金が発生する。
- (2) 当連盟が推薦し日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）が派遣する総合国際大会（パラリンピック、アジアパラ競技大会）は原則 JPC 負担であるが、一部負担金を徴収することがある。

(選考委員会)

第 7 条 選考委員会の委員は下記のとおりとする。

- (1) 選考委員長は強化委員長とする。
- (2) 選考委員は、ハイパフォーマンスディレクター、担当パートマネージャーとする。
- (3) 委員の任期は当連盟役員等の任期を準用し、再任を妨げない。
- (4) 選考委員会はメール等で書類審査とする。委員長は提出された申請書を選考委員に送付し決済をとる。
- (5) ユニバーサルリーメンバーは強化委員会内にて選考する。

付則

この規定は平成 21 年 6 月 1 日制定

平成 29 年 1 月 1 日 一部変更

平成 30 年 1 月 1 日 一部変更

平成 30 年 12 月 1 日 一部変更

令和 元年 12 月 9 日 一部変更

令和 2 年 12 月 19 日 一部変更

令和 4 年 1 月 28 日 一部変更

令和 4 年 3 月 11 日 一部変更

令和 5 年 2 月 5 日 一部変更

令和 6 年 1 月 31 日 一部変更

令和 7 年 2 月 2 日 一部変更